

資料 1

氷見市行政改革推進市民懇話会設置要綱の一部改正について

1 概要

平成 21 年度において、今年度からスタートした「氷見市集中改革プランⅡ」に係る提言をし、市民懇話会としての役割にひと区切りがついたことから、県内他市の設置状況等を参考にし、当該懇話会の委員数等について見直しを行うもの

2 改正内容

- (1) 委員数を 30 名程度から 20 名程度とする。
- (2) 部会について、義務設置から任意設置とする。

3 改正後の要綱及び新旧対照表

次頁以降のとおり

氷見市行政改革推進市民懇話会設置要綱

(※ 下線部分が改正箇所)

(設置)

第1条 市の発展と市民サービスの一層の向上を目指して、市民の幅広い意見を反映した簡素で効率的な行政を推進するため、「氷見市行政改革推進市民懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 懇話会は、市長の求めに応じ、行政改革の実施及び推進に関し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人程度で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市政について優れた識見を有する者
- (2) 市内の各種団体等の代表者
- (3) 市内の民間企業等の代表者
- (4) 市内の労働関係団体の代表者
- (5) 市民から公募した者

(任期)

第4条 委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、懇話会の運営を総理し、懇話会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長の求めにより会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を市長に要請することができる。

(専門部会)

第7条 懇話会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名した委員で組織する。

3 専門部会に部会長1人を置き、専門部会に属する委員の互選により選出する。

4 専門部会に副部会長1人を置き、部会長が指名する。

(手当)

第8条 委員の手当は、無償とする。ただし、委員が会議に出席したときは、費用弁償として、日額1,700円を支払う。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長が、それぞれ定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

○ 氷見市行政改革推進市民懇話会設置要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 懇話会は、委員20人程度で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。</p> <p>(1) 市政について優れた識見を有する者</p> <p>(2) 市内の各種団体等の代表者</p> <p>(3) 市内の民間企業等の代表者</p> <p>(4) 市内の労働関係団体の代表者</p> <p>(5) 市民から公募した者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第7条 懇話会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会は、会長が指名した委員で組織する。</p> <p>3 専門部会に部会長1人を置き、専門部会に属する委員の互選により選出する。</p> <p>4 専門部会に副部会長1人を置き、部会長が指名する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 懇話会は、30人程度の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。</p> <p>(1) 市政について優れた識見を有する者</p> <p>(2) 市内の各種団体等の代表者</p> <p>(3) 市内の民間企業等の代表者</p> <p>(4) 市内の労働関係団体の代表者</p> <p>(5) 市民から公募した者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(行財政健全化部会及び補助金等審査部会)</p> <p>第7条 懇話会に、次の各号に掲げる部会を置く。</p> <p>(1) 行財政健全化部会 (以下「健全化部会」という。)</p> <p>(2) 補助金等審査部会 (以下「審査部会」という。)</p> <p>2 部会は、会長が指名した委員により構成する。</p> <p>3 部会に、部会長及び副部会長を置く。</p> <p>4 部会長は、委員の互選により選出する。</p> <p>5 副部会長は、部会長が指名する。</p> <p>6 健全化部会は、行財政の健全化のための方策について調査研究を行い、その結果を懇話会に報告する。</p> <p>7 審査部会は、市が支出する補助金、負担金等について、環境の変化等に合わせ見直しを行い、その結果を懇話会に報告する。</p>